H31.3.1

1. 特定空家等の認定に関する国のガイドライン

国の「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)では、「特定空家等」の判断の参考となる基準を以下のように例示している。

「特定王家寺」の刊	断の参考となる基準を以下のように例示している。 			
空家等の物的状態	判断の参考となる基準			
	1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある			
	(1) 建築物が倒壊等するおそれがある			
	イ 建築物の著しい傾斜			
	ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等			
. =	・基礎の破損、変形、土台の腐朽、破損、ずれ			
┃Ⅰ. そのまま放置				
れば倒壊等著	・ (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある			
く保安上危険	・屋根の変形、屋根ふき材の剥落、軒や雨樋の垂れ下がり			
	・ ・ ・ 空体を負囲する八、外壁の仕上材料の刺洛、腐竹、破損、下地の路田、			
なるおそれの				
る状態	・看板の仕上材料の剥落、看板、給湯設備、屋上水槽等の転倒、破損、脱			
	・屋外階段、バルコニーの腐食、破損、脱落、傾斜 ・門、塀のひび割れ、破損、傾斜			
	・ ・ 接壁表面に水がしみ出し、流出、水抜き穴の詰まり、ひび割れ			
	(1)建築物又は設備等の破損等が原因で以下の状態にある			
	・吹き付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況			
70++4	・浄化構等の放置 破損等による活物の流出 自気の発生があり 地域住民の日			
│Ⅱ.そのまま放置	常生活に支障を及ぼしている			
れば著しく衛	5生 ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障			
上有害となる	(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で以下の状態にある			
	・ごとは、 ・ でみ等の放置 不法投棄による臭気の発生があり 地域住民の日堂生活に支障			
それのある状	を及ぼしている			
	・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住			
	民の日常生活に支障を及ぼしている。			
Ⅲ.適切な管理が	(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合			
われていない	へこ			
とにより著し	・			
景観を損なっ	e er i i er i i er i i i i i i i i i i i			
	・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂			
いる状態	・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置			
	(1) 立木が原因で以下の状態にある			
	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量			
	に散らばっている			
	・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている			
	(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、地域住民の日常生活に支障・生活環境			
Ⅳ. その他周辺の				
活環境の保全	・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生			
図るために放	・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生			
することが不	・			
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
切である状態	・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来			
	(3)建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある			
	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入で			
	きる状態で放置			
	・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出			
	1 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1			

2. 他都市での特定空家等の認定基準

国のガイドラインを踏まえ、他都市では、それぞれの都市の空家等の現状・課題に合わせて認定基準を 作成している。認定基準のパターンは、大きく3パターンに分類できる。

分類	①個別検討パターン	②項目チェックパターン	③評点パターン
自治体	・横浜市 など	・東近江市 ・京都市 など	・越前町 など
概要	・国のガイドラインと同じく、 判断の参考になる基準を例 示し、個別の特定空家等の判 断は、判定委員会等にて行う ・横浜市では、「空家等の状態」 及び「周辺への影響等」に該 当し、指導経過、空家等の 有者等の状況等を踏まえ、地 域住民の生命、財産、生活環 境等に著しく影響を的に判 あそれる空家等を特定空家 等と判断している	・特定空家等の判断に関するチェック項目を設け、該当する場合に特定空家等と判断・東近江市では、国のガイドるとのでは、国のがある者に、国のがある者に、のでは、国のでは、名のでは、名のでは、名のでは、条例に基づく「管理不全状態」、「する基準を設けている・京都では、条例に基づく「管理不全状態」を判定する基準を設けている	・特定空家等の判断に関する項目でとに点数を設定し、合計点が一定の点数を超えるものは特定空家等と判断・越前町では、「建築物の損耗状況に関する判定」で100点を超えるものを危険性ありと判定し、「周辺環境への影響に関する判定」を踏まえ、特定空家等の判定を行っている
メリット	・個別の空家等の事情を勘案して特定空家等の判断をする ことができる	・一定の基準を設けることで、 特定空家等の判断を客観的 に行うことができる・行政職員等でもある程度の特 定空家等の判断が可能(特定 空家等の判断が短期間)	・定量的に特定空家等の判断を 行うことができる ・行政職員等でもある程度の特 定空家等の判断が可能(特定 空家等の判断が短期間)
デメリット	・委員会等を開催して特定空家 等の判断を行うため、判断ま でに時間を要する	・何項目該当すれば特定空家等と判断するかなど、判断の基準が明確でなければ、広く特定空家等と判断されてしまおそれがある	・空家等の用途や構造などが異なるため、一律の基準を設けなければならない

専門家とともに明確な基準のチェック項目を設定できれば、効率的に特定空家等の判断が可能。また、項目と判定条件次第では、市の現状や課題に応じて、柔軟に特定空家等が認定が可能。

3. 栗東市の空家等の現状(平成30年空家等実態調査結果より)

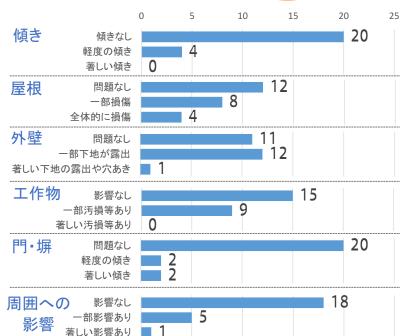
建物状態

- ・全24件のうち、外観調査で「悪い、非常に悪い」状態にある物件 は13件、うち「非常に悪い」状態の物件は4件ある。
- •「非常に悪い」状態の物件に関しては、周辺環境への影響や危険の 切迫性が見受けられるため、対応が必要と考えらえる。

普通

危険性

- ・傾きは、「軽度の傾き」が4件みられた。
- ・屋根は、「全体的に損傷」している空家 が4件みられ、危険な状態である。
- ・外壁は、「一部下地が露出」が12件、 「著しい下地の露出や穴あき」が 1 件み られた。
- ・工作物は、カーポートなどに「一部汚 損等あり」が9件みられた。
- 門・塀は、ブロック塀などにひびが入 り、「著しい傾き」が2件みられた。
- ・周囲への影響は、特に住宅団地内の空 家で「著しい影響あり」が1件、「一部 影響あり」が5件みられた。



. 特に危険性が高い空家

物件A

- ・屋根が崩落
- ・立木や雑草が繁茂し、 一部、敷地外にも突出
- ・擁壁の崩壊の危険性 や、テレビアンテナの 傾きもみられる

物件B

- ・屋根が著しく損傷
- ・立木や雑草が繁茂し、 一部、敷地外にも突出
- ・住宅団地にあり、隣家 への影響が大きい

- ・屋根が崩落
- ・立木が建物を覆うよ うに繁茂し、敷地外に も突出

物件C

・外壁や窓ガラスにも 汚損、損傷が見られる

- 屋根が崩落
- ・ 立木が敷地外に突出

物件D

- ・空缶等のごみが放棄
- ・隣家もあり危険性が 高い。









c -空家等の現状と今後の課題-

建物状態が「非常に悪く」、倒壊等のおそれ があり、周辺への影響等が考えられる空家等が 4件ある。

⇒修繕は現実的に困難な状態であり、周辺への 影響等を考慮すると、特定空家等に認定し、 適切な措置を所有者に指導する必要がある

老朽化が進展した空家等や管理状態が悪い空家等 が数件みられる。こうした状態の空家等は、今後も増 加していくことが予想される。

⇒①の空家等と比べれば周囲への影響等は相対的に 低く、比較的容易に改善が可能な状態にある空家 等は、所有者等に適正な管理を促す必要がある

4. 栗東市の特定空家等の認定基準の考え方

認定基準の方向性(案)

空家等現況調査等により、確認された空家等について、以下の判定基準により特定空家等の 認定を行う。

判定基準1.建物状態が「非常に悪い」空家等が該当する基準

国のガイドラインに基づき、「建築物が著しく保安上危険となるおそ れがある」の判断基準を設けて判断

(一つでも該当すれば特定空家等と判断する基準の設定)

一つでも該当した場合、「建築物が著しく保安上危険」と判断する 項目(案)

・基礎、土台、外壁、屋根、柱・梁等の構造耐力上主要な部分に関する基 準(基準(建物の傾斜)の例:1階以上の階が 1/20 以上傾斜している。)

※周囲への影 響・危険の切 迫性の判定

両方に該当



特定空家等と判断

判定基準 || . 建物状態が「悪く」、比較的容易に改善が可能な状態にある空家等が該当する基準

国のガイドラインに基づき、それぞれの項目ごとに判断基準を設定 し、建築物等の損傷等の程度に基づき判断(特定空家等に認定し、助 言や指導することで、所有者等への適切な管理を促すことで、比較的容易に 改善できる状態と判断する基準の設定)

(基準(建物の傾斜)の例: 1階以上の階が 1/60以上、1/20以下傾斜し ている。)

※周囲への影 響・危険の切 迫性の判定





空家等と判断

管理不全状態とならないように、適正管理や利 活用を呼びかけていく

特定空家等と判断

早急な改善を所有者等に促し、当該危険箇所が改善 されれば、特定空家等の認定を外す

※周囲への影響・危険の切迫性の判定基準(案)

- ・住宅団地内で隣に居住している家屋があり、倒壊等により被害を及ぼす
- ・周辺に事業所等の使用されている建築物があり、倒壊等により被害を及ぼす
- ・周辺に小学校や保育園等があり、通学路に面しており、倒壊等により被害を及ぼす
- ・市の緊急輸送道路に面し、倒壊等により支障をきたす
- ・災害のおそれのある区域に立地しており、災害等により被害を及ぼす

など